

ディスポーザ排水処理システム申請手引書

平成28年1月

交野市

○ディスポーザ排水処理システムの設置・使用される方々へ

1. はじめに

交野市においては、公共下水道に接続するディスポーザ排水処理システムに関する取扱いについて、「交野市ディスポーザ排水処理システム取扱要領（以下「要領」という。）」を制定しました。

ディスポーザ排水処理システムの設置を検討、使用等されている市民及び事業者の方々におかれましては、要領の趣旨を十分ご理解の上、公共下水道の適正な維持管理に関しご協力いただきますようお願い申し上げます。

2. 設置を認めているディスポーザについて

本市において、設置を認めているディスポーザ排水処理システムは次のとおりです。

- (1) 建築基準法の性能基準を充たしかつ、公益社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づき公益社団法人が指定した評価機関が試験し、公益社団法人日本下水道協会が適合評価したもの。
- (2) 上記のディスポーザ排水処理システムについては、機械処理タイプのみとする。
- (3) 上記のディスポーザ排水処理システムについては、設置後、適正に維持管理ができるもの。
なお、排水処理部が設置されていない、単体のディスポーザに関しては、下水道管渠、終末処理場等への影響が大きいことから、これらに関しては、設置はできません。

3. ディスポーザ排水処理システムの設置等に関する手続きについて

ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は、交野市の排水設備指定工事店から排水設備計画確認申請書と併せて、維持管理業務委託契約締結等確約書等の届出等が必要になります。

- ・ディスポーザ排水処理システム関係書類（提出部数は各書類1部ずつ提出して下さい）。

〔1〕設置時に提出する書類（※排水設備計画確認申請書と併せて申請する）

項目	書類及び図面
1 一般事項に関する書類	ディスポーザ排水処理システム新設・変更届出書（第1号様式（第3項関係））
	公益社団法人日本下水道協会発行の規格適合評価書及び製品認証書
2 設置施設の仕様	ディスポーザ仕様書の写し
	排水処理部仕様書の写し
3 設置施設の維持管理	維持管理業務委託契約書締結確約書（第2号様式（第3項関係））
	維持管理業務委託契約書の写し
4 設置後	使用者届出書（第4号様式（第3項関係））
	使用者承継確約書（第3号様式（第3項関係））
5 その他	使用者承継確約書（第3号様式（第3項関係））
	使用廃止・申請取消届（第5号様式（第3項関係））

〔2〕 工事完了前に計画変更があった場合に提出する書類

項 目	書 類 及 び 図 面
6 計画の変更	ディスポーザ排水処理システム新設・変更届出書（第1号様式（第3項関係））
	設置時に提出した書類の内、変更のあった書類又は図面

〔3〕 工事完了前に計画が廃止になった場合に提出する書類

項 目	書 類 及 び 図 面
7 計画の廃止	使用廃止・申請取消届（第5号様式（第3項関係））

〔4〕 設置工事が完了した場合に提出する書類（※排水設備工事完了届と併せて申請する）

項 目	書 類 及 び 図 面
8 設置工事完了	使用者届出書（第4号様式（第3項関係））

〔5〕 設置後、維持管理内容の変更があった場合に提出する書類

項 目	書 類 及 び 図 面
9 設置後の維持管理の変更	使用者届出書（第4号様式（第3項関係））
	維持管理委託契約書の写し

〔6〕 建築主と使用者が異なる場合又は、建売住宅の場合に提出する書類

項 目	書 類 及 び 図 面
10 建築工事及び設置工事が、ハウスメーカー等の申請で、その後使用者（居住者）が決まっていなかったり、建物の引き渡し後使用者が変更になる場合	ディスポーザ排水処理システム新設・変更届出書（第1号様式（第3項関係））
	維持管理業務委託契約書締結確約書（第2号様式（第3項関係））
	使用者承継確約書（第3号様式（第3項関係））

4. 設置後の維持管理について

ディスポーザ排水処理システムについては、公益社団法人日本下水道協会が規格適合評価を受けたものであれば、適切な維持管理を行っている限り、公共下水道への接続しても影響がないものと判断しております。しかし、適切な維持管理が行われないと、設置当初の機能が損なわれ、宅内排水設備の配管や、公共下水道の管きよで閉塞を起こす場合や、処理水の悪化に関しては、終末処理場等への維持管理に大きな影響を与える恐れがあります。設置後のディスポーザ排水処理システムの維持管理に関しては、専門の維持管理業者へ保守等を委託し、適切な維持管理に努めて下さい。なお、維持管理業者で行った定期検査等に関する保守点検記録表に関しては、維持管理業者から報告のあった日から3年間保管することをお願いします。（当該ディスポーザ排水処理システムが原因等で公共下水道の機能が損なわれていると認められている場合などにおいては、保守点検記録表の

写しを求める場合があります。また、管きよの損傷等においては、下水道法に基づく損傷負担金の請求や、罰則の対象となる場合もあります。)

5. その他

維持管理に伴う堆肥等の処理については、関係法令等を遵守し、適正に処分するようにして下さい。

・ディスポーザ排水処理システムの設置等に関する問い合わせ先

〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号

交野市都市整備部下水道課 維持・事業係 (TEL072-892-0121)